

大分県報

平成二十八年
号外（一五）
三月八日

（火曜日）

目次

条 例

大分県国民健康保険財政安定化基金条例の制定……………一
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部改正……………一

〇 条 例

大分県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第一号

大分県国民健康保険財政安定化基金条例

（設置）

第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項の規定に基づき、大分県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

平成二十八年三月八日

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 知事は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）

第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合及び同条第二項の規定により県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（処分の特例）

2 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第六条に規定する場合のほか、法附則第二十五条に規定するところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削り、同条第一項中「第十三条第一項の習俗的行事その他の特別な事情

大分県報号外（条例）

のある日として」を「第十三条第一項第一号の」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

第四条第三項中「第十三条第一項の午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として」を「第十三条第一項第二号の」に改める。

第五条中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「前条第一項各号」を「前条第二項各号」に、「」まで」を「まで」に改める。

第六条中「(法」の下に「第三十一条の二十三及び」を加える。

第七条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第八条を次のように改める。

(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所における年少者の立ち入らせの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において、十六歳未満の者を客として営業所に立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第十一条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第二十一条第二号中「第五条第四項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第七条第一項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第七条の二第一項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第七条の三第一項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第九条第一項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第九条第四項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八号中「第十条の二第一項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第十条の二第五項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十四号中「第二十四条第六項」の下に「(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加え、同条を第二十五条とする。

十七 法第三十一条の二十二の許可を受けようとする者

第二十条中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第二十四条 法第三十八条の四の条例で定める地域は、第四条第三項第一号に掲げる地域及び同項第二号に掲げる地域とする。

第十九条の次に次の三条を加える。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第二十条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 第四条第三項各号に掲げる地域

二 児童福祉法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下この号において「助産施設等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下この号において同じ。)の周囲百メートル(法第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所が近隣商業地域及び商業地域にあるときは、助産施設等の敷地の周囲五十メートル)の区域外の地域

三 病院等の敷地の周囲八十メートル(法第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所が近隣商業地域及び商業地域にあるときは、病院等の敷地の周囲三十メートル)の区域外の地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十一条 特定遊興飲食店営業者は、県内の全域につき、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(条例で定める特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第二十二条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項

二 第七条第二項第一号に掲げる事項

三 午後六時から午後十時前の時間において、十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。

別表第一中「日没時から午後一〇時まで」を「午後六時から午後一〇時前」に、「午後一〇時から翌日の午前零時まで」を「午後一〇時から翌日の午前零時前」に、「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後六時から翌日の午前零時前」に改める。

(大分県迷惑行為防止条例の一部改正)

第二条 大分県迷惑行為防止条例(昭和四十年大分県条例第四十七号)の一部を次のように

<p>料 可申請手数 特定遊興飲 食店営業許</p>		
<p>風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に 関する法律第 三十一條の二 十二の規定に 基づく特定遊 興飲食店営業 の許可（以下 この項におい て「特定遊興 飲食店営業 許可」とい う。）を受け ようとする場 合</p>		
<p>その他 の営業</p>		
<p>一 件</p>		
<p>二四、〇〇〇円</p>		
<p>特定遊 興飲食 店営業 許可を 受けよ うとす る場合 におい ける当 他の特 定遊興 飲食店 営業許 可に係 る手 料は、 それぞ れ上記 の金額 から 八、〇 〇〇円 を減じ て得た 金額と する。 二 風俗 営業等 の規制 及び業 務の適 正化等 に關す る法律 第三十 一條の 二十三 におい</p>		
特定遊興飲	特定遊興飲 食店営業許 可証再交付 手数料	
風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に關す	風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に關す る法律第三十一條の二 十三において準用する 同法第五條第四項の許 可証の再交付	
	一 件	
	一、一〇〇〇円	
		<p>て準用 する同 法第四 條第三 項の規 定が適 用され る營業 所につ き特定 遊興飲 食店營 業許可 を受け よう とする 場合に おける 手数料 は、そ れぞれ 上記の 金額に 六、八 〇〇円 を加え て得た 金額と する。</p>
<p>に</p>		

平成二十八年三月八日

大分県報号外（条例）

六

	特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の認定証の再交付料	一件	一、一〇〇円	
	特定遊興飲食店営業管理者講習手数料	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の講習	一時間	六五〇円	
					金額とする。

改める。

└